

# ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・21年5月号



## ★自己啓発の教材・・・北九州市立消費者センター

### (相談事例)

一年前、大学の友人から「自分を変える」サークル活動に誘われ、セミナーに参加しました。後日、その友人宅に遊びに行ったところ、代理店をしているというOBから、能力開発のための教材を勧められました。90万円と高額だったため断ったのですが、「クレジットなら、月々15,000円の支払いでよい」と言われ、断りきれずに契約しました。契約書の職業欄には学生なのに会社員と書くように指示されました。毎月の支払いが苦しいし、自分を変えられるような内容とは思えません。解約したいのですが。

### (事例処理)

訪問販売で購入した教材は、契約してから8日間は無条件で契約の解除（クーリングオフ）ができます。

ご相談の場合は店舗外での契約であり、特定商取引法上の訪問販売に該当します。8日を経過していましたが、センターから業者に対して、支払い能力のない学生に高額な商品を勧めた点やクレジットの契約書に虚偽の記述をさせた点を指摘し、契約の取消しを求めました。業者は虚偽の記述をさせたことは認めませんでした。問題のある勧誘については認め、返品に応じました。既にクレジット会社に支払った15万円についても全額返金されました。

### (アドバイス)

サークル活動を通じて、「自分を変える」「就職に有利」などと言って高額な教材を買わせるこのような商法は、仲間意識を利用し、断りにくい状況の中で契約をさせるのが特徴です。支払い能力を超える高額な商品の勧誘はきっぱりと断りましょう。

## ★ペット購入時の注意点・・・久留米市消費生活センター

### (相談事例)

ペットショップで、生後3ヶ月の子犬を購入しました。購入時にペットショップ側から保証制度の説明がありましたが高額だったので入りませんでした。2日後食欲がなく元気がないので病院に連れていったところ、既に手遅れだと言われ、獣医に死亡原因を尋ねたがわからないと言われました。死んでしまったのでいくらかでも返金してもらいたいのですが・・・。

### (事例処理)

事業者は販売時に子犬の飼養方法、病歴、治療歴を説明し重要事項説明書を交付しなければなりません。販売時十分な説明がなされていないこと、また、食欲がないので販売店に指導を求めたが適切な指示がなかったことを指摘し交渉を行いました。しかし、事業者は死亡原因が不明な点や、飼育環境の変化によるストレスの可能性や飼い主の飼育に問題があったのではないかと主張し、保証制度を利用しなかったことの自己責任を問い、非を認めませんでした。

### (アドバイス)

ペット購入の際は、生涯飼育できるか、飼育環境はどうか、病気になった場合の費用等を含めよく検討することが必要です。また、業者を選ぶ時も、登録の業者であるか、購入後のアフターケアの仕組みがしっかりしているか等慎重さが求められます。

困ったときは、  
気軽にご相談  
下さい



### ●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

\* 電話のかけ間違いにご注意下さい。